

中国税務速報

2024年2月19日

1. 【銀発 2024 年第 4 号】 国境を越えた税金の納付・還付に係る業務管理に関する通知

ビジネス環境を最適化し、国境を越えた税金の納付（以下、「越境納税」）の利便性を高め、越境納税・還付業務をより一層標準化し、予算資金の収納効率を向上させるため、中国人民銀行、財政部、国家税務総局は越境納税・還付に係る業務管理に関する通知を公布します。

1. 越境納税・還付業務は外貨税金の越境納付業務と人民元税金の越境納付業務に分けられます。越境納税は、TIPS 方式（国庫情報処理システム）と銀行振込方式の 2 種類に分けられ、前者の場合は、納税者は税務機関に納税申告を行い、ネットバンキング等の電子的な方法により納税を行います。一方、後者の場合は、納税者は税務機関に納税申告を行い、税務機関は納税者に対し送金伝票の関連事項を正確に記入することを通知する必要があります。

2. 当通知は主に、税務機関が徴収する税金、税外収入、社会保険料等各種税金、および中国人民共和国国庫への越境納税、ならびに関連する税金や税外収入の越境還付業務にも適用されます。

3. 当通知は 2024 年 2 月 18 日より施行されます。

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100013/c5220573/content.html>

2. 【国家税務総局令第 56 号】 中国人民共和国發票管理弁法実施細則の改正に関する決定

「国家税務総局『中華人民共和国發票管理弁法実施細則』の改正に関する決定は 2023 年 12 月 29 日に国家税務総局の第 3 回局務会議で審議可決されたため、現在は公布され、2024 年 3 月 1 日から施行されます。実施細則では、主に電子發票セキュリティ管理、第三者サービスの監督、赤伝發票の規範について一層明確化され、電子發票の普及と利用に制度的な保障を提供している。主な改正内容は以下のとおり。

1. 電子發票の基本管理規定を明確にし、電子發票の法的効力は紙の發票と同等であり、いかなる法人または個人も拒否してはならない。税務機関は電子發票のサービスプラットフォームを構築し、利用者にデジタル形式の電子發票の発行・交付・検証等のサービスを提供します。

2. 發票データのセキュリティ管理規定を追加します。法人および個人は規定の数量を超える發票データを保存してはならず、規定に違反して利用したり、不法に發票を販売したり、または他者に發票データを不法に提供したりすることは許可されません。さらに、發票の廃棄と赤伝發票の発行規定を明確にします。

3. 發票に係る違法行為の認定基準を詳細に示し、發票の発行行為を標準化します。記入項目が完全で、内容が真実であり、筆跡がはっきりしており、さらに、發票全ての複写が一度に印刷され、内容が完全に一致し、そして發票オリジナルと發票控えの両方に發票専用印章を押印する必要があります。

4. 現行の法律法規との整合性を確保し、發票の違法行為に関する罰則基準を明確にします。

5. 發票の印刷、受領、発行に関する規定を完備します。

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100011/c5221006/content.html>

3. 【財税〔2024〕第1号】財政部、税務総局による「横琴・粵・澳深度合作区」に係る増値税・消費税の還付対象貨物の範囲に関する通知

『横琴・粵・澳深度合作区建設全体プラン』の精神を貫徹・実行するために、横琴・粵・澳深度合作区（以下「合作区」）の増値税および消費税の還付対象貨物の範囲の調整に関する通知を公布します。

大陸部が「二線」（「二線」は横琴島と大陸部の税関エリア内の他の地域の間設けられる）を経て合作区に入った関連貨物は輸出とみなし、増値税と消費税の還付政策を実施します。ただし、次の貨物は含まれていません。

- 1、財政部と税務総局が規定する増値税還付（免除）と免税政策を適用しない輸出貨物
- 2、大陸部が合作区に販売するが税金が還付されないその他の貨物
- 3、関連規定に従って税金還付または免税資格を取り消された企業が購入した貨物

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5220510/content.html>